『論語私存』訳注（十二）

水野　実・阿部光麿・大場一央・松野敏之　編

凡例

・底本は、北京市国家図書館蔵『四書私存』（明嘉靖二十二年刻本）を用いた。
・原文において判読出来ない字は□で表記した。
・書き下しにおいて、『論語』本文における□は〔　〕で示した。
・書き下しにおいて、季本注における□は、類推できる場合は〔　〕で示し、校異を附した。
・季本『説理会編』は、清華大学図書館蔵明馮継科刻本（四庫全書存目叢書所収）を用いた。
・校異および解釈には、朱湘鈺 点校、鍾彩鈞 校訂『四書私存』（中央研究院中国文哲研究所、二〇一三年六月）を参考として用いた。

論語私存卷十三

子路第十三

會稽季本箋釋

【一】

○子路問政。子曰、先之勞之。請益。曰、無倦。

先之、以身先民也。勞、如勞民勸相、愛之能勿勞乎之勞。蓋無教則近於禽獸。故民亦不可使之逸居也。蘇氏謂凡民之行、以身勞之、則先之之外、尚以何事勞邪。

［訓読］

○子路政を問ふ。子曰く、之に先んじ、之を労す、と。益さんことを請ふ。曰く、倦むことなかれ、と。

之に先んずとは、身を以て民に先んずるなり。労は、民を労し勧相し、之を愛しては能く労すること勿からんやの労のごとし。蓋し教無ければ則ち禽獣に近し。故に民も亦た之をして逸居せしむべからざるなり。蘇氏謂ふ、凡そ民の行は、身を以て之に労すれば、則ち之に先んずるの外、尚ほ何事を以て労せんやと。

［語釈］

○勞民勸相　『易経』井卦・象伝に「君子は以て民を労し、勧相す」とある。

○愛之能勿勞乎　『論語』憲問・8章。

○蘇氏謂　『論語集注』子路・1章に「凡そ民の行は、身を以て之に労すれば、則ち令せずして行はる。凡そ民の事は、身を以て之に労すれば、則ち勤むと雖も労せず」とある。

【二】

○仲弓爲季氏宰、問政。子曰、先有司、赦小過、擧賢才。曰、焉知賢才而擧之。曰、擧爾所知。爾所不知、人其舍諸。

宰本未嘗從政。曰政者、主所與聞而言。言政必先於有司、事事不能皆備、則當赦其小過也。然必擧賢才以充之、不擧賢才則有司不得其人而過大矣。此三句皆爲先有司而發。此以仲弓簡靜恐其略於庶事、故告之以分任責成之要。○仲弓與聖人用心之大小、詳見説理會編卷十。

［訓読］

○仲弓季子の宰と為り、政を問ふ。子曰く、有司を先にし、小過を赦し、賢才を挙げよ、と。曰く、焉んぞ賢才を知りて之を挙げん、と。曰く、爾の知る所を挙げよ。爾の知らざる所は、人其れ諸を舍てんや、と。

宰は本と未だ嘗て政に従はず。政と曰ふは、与り聞く所を主りて言ふ。言ふこころは、政は必ず有司を先にし、事事皆なは備はること能はざれば、則ち当に其の小過を赦すべきなり。然れども必ず賢才を

挙げて以て之を充たすは、賢才を挙げざれば則ち有司 其の人を得ずして過ち大なればなり。此の三句は皆な有司を先にする為にして発す。此れ仲弓の簡静、其の庶事を略するを恐るるを以て、故に之に告ぐるに任を分け成るを責むるの要を以てす。〇仲弓と聖人との心を用ふるの大小は、詳しくは説理会編巻〔七〕に見ゆ。

［語釈］

〇詳見説理會編巻十　『説理会編』巻七・10章に、孔子と仲弓の心術について程子語を引いて議論がされている。

［校異］

〇詳見説理會編巻十　『四書私存』（中央研究院中国文哲研究所）は「巻七」としており、『説理会編』巻十にもこれに関する議論はない。したがって、ここは巻七が正しいものと判断し、改めた。

【三】

〇子路曰、衞君待子而爲政、子將奚先。子曰、必也正名乎。子路曰、有是哉。子之迂哉。奚其正。子曰、野哉由也。君子於其所不知、蓋闕如也。名不正則言不順。言不順則事不成。事不成則禮樂不興。禮樂不興則刑罰不中。刑罰不中則民無所措手足。故君子名之、必可言也。言之、必可行也。君子於其言、無所苟而已矣。

行能盡實、然後爲正名。禮樂不興、謂以中和之德導民、使之興起也。必可言、謂言順。必可行、謂事成。名而可成、乃爲不苟。餘義傳習録論之盡矣。

［訓読］

○子路曰く、衛君、子を待ちて政を為せば、子 将に奚をか先にせん、と。子曰く、必ずや名を正さんか、と。子路曰く、是れ有るかな。子の迂なるや。奚ぞ其れ正さん、と。子曰く、野なるかな由や。君子は其の知らざる所に於いて、蓋し闕如たり。名正しからざれば則ち言順はず。言順はざれば則ち事成らず。事成らざれば則ち礼楽興らず。礼楽興らざれば則ち刑罰中らず。刑罰中らざれば則ち民 手足を措く所無し。故に君子 之に名づくれば、必ず言ふべきなり。之を言へば、必ず行ふべきなり。君子は其の言に於いて、苟もする所無きのみ、と。

行 能く実を尽くし、然る後 名を正すと為す。礼楽興らずとは、中和の徳を以て民を導き、之をして興起せしむるを謂ふなり。必ず言ふべしとは、言順ふを謂ふなり。必ず行ふべしとは、事成るを謂ふなり。名づけて成るべくんば、乃ち苟もせずと為す。余義は伝習録 之を論じて尽くせり。

［語釈］

○傳習録論之盡　『伝習録』・44条で王陽明は『論語集注』の胡氏注を批判し、「名を正す」というのは、輒が父の蒯聵に衛公の位を譲るよう頭ごなしに強要することではなく、まず輒にまごころを込めて仕えて輒の心を感化し、自然に父を追放したことを恥じて謝罪するようにして、さらにそうした輒の

誠意に蒯聵も感化され、お互いに謝罪の上で輒が前非を悔いて善政を行うような流れを作ることだ、としている。

【四】

○樊遲請學稼。子曰、吾不如老農。請學爲圃。曰、吾不如老圃。樊遲出。子曰、小人哉樊須也。上好禮則民莫敢不敬。上好義則民莫敢不服上。好信則民莫敢不用情。夫如是、則四方之民襁負其子而至矣。焉用稼。

樊遲欲養高不仕。故以稼圃爲問。非識趣卑陋者也。孔子欲其爲大人之事。故以小人稱之。詳見説理會編巻十二。孔子自言不如農圃、正其不可小知也。以禮信爲大人之事、此其可大受也。

［訓読］

○樊遲、稼を学ばんことを請ふ。子曰く、吾は老農に如かず、と。圃を為(つく)ることを学ばんことを請ふ。曰く、吾は老圃に如かず、と。樊遲出づ。子曰く、小人なるかな樊須や。上 礼を好めば則ち民 敢へて敬せざる莫し。上 義を好めば則ち民敢へて服せざる莫し。上 信を好めば則ち民敢へて情を用ひざる莫し。夫れ是くのごとくんば則ち四方の民 其の子を襁負して至らん。焉んぞ稼を用ひん、と。

樊遲 高きを養ひて仕へざらんと欲す。故に稼圃を以て問を為す。識趣卑陋なる者に非ず。孔子は其の大人の事を為すを欲す。故に小人を以て之を称す。詳しくは説理会編巻十二に見ゆ。孔子自ら農圃に如かずと言ふは、正しく其の小知すべからざるなり。礼信を以て大人の事と為すは、此れ其の大受すべ

きなり。

［語釈］

○詳見説理會編巻十二　『説理会編』巻十二・14章に、樊遅が稼圃を学んだのはその身を清くするためであり、その識趣は卑陋ではない、とある。

○正其不可小知也　『論語』衛霊公・33章。

【五】

○子曰、誦詩三百、授之以政不達、使於四方、不能専對、雖多亦奚以爲。

此見誦詩者非徒玩心章句、將以實得而致之用也。

［訓読］

○子曰く、詩三百を誦するも、之を授くるに政を以てして達せず、四方に使して、専対すること能はざれば、多しと雖も亦た奚を以て為さん、と。

此れ詩を誦する者は徒に心を章句に玩ぶに非ず、将に実得を以て之を用に致さんとするを見(しめ)すなり。

【六】

○子曰、其身正不令而行。其身不正雖令不從。

此爲當時所令反其所好者而發。

［訓読］

○子曰く、其の身正しければ令せずして行はる。其の身正しからざれば令すと雖も従はれず。

此れ当時令する所 其の好む所に反する者の為にして発す。

【七】

○子曰、魯衞之政兄弟也。

大約以其衰弱不能用賢圖治而言。

［訓読］

○子曰く、魯衛の政は兄弟なり、と。

大約は其の衰弱して賢を用ひ治を図ること能はざるを以てして言ふ。

【八】

○子謂衞公子荊。善居室。始有曰、苟合矣。少有曰、苟完矣。富有曰、苟美矣。

居室、作室以居也。蓋孔子在衞而歎之。以爲公子荊不以欲速盡美累其心、則天資可以進道、而衞不能用也。

［訓読］

○子、衛の公子荊を謂ふ。善く室に居る。始め有るに曰く、苟か合まる、と。少しく有るに曰く、苟か完し、と。富みて有るに曰く、苟か美し、と。

室に居るは、室を作りて以て居るなり。蓋し孔子 衛に在りて之を歎く。以為へらく、公子荊は速やかならんと欲し美を尽くすを以て其の心を累はさざれば、則ち天資以て道に進むべきも、衛は用ふること能はずと。

【九】

○子適衛。冉有僕。子曰、庶矣哉。冉有曰、既庶矣。又何加焉。曰、富之。曰既富矣。又何加焉。曰、教之。庶矣之嘆、見衛國之可爲也。然庶而不富、富而不教、則亂亦由此而生。

［訓読］

○子衛に適く。冉有僕たり。子曰く、庶きかな、と。冉有曰く、既に庶し。又た何をか加へん、と。曰く、之を富まさん、と。曰く、既に富めり。又た何をか加へん、と。曰く、之を教へん、と。

庶しの嘆きは、衛国の為すべきを見すなり。然れども庶くして富まさず、富ませて教へざれば、則ち乱も亦た此れに由りて生ず。

【十】

○子曰、苟有用我者、期月而已可也。三年有成。

聖人之治、必先明學術正人心。期月而可者、謂人心皆知爲善也。各充其善而行之、三年則人人皆服教化。所謂治功成也。

［訓読］

○子曰く、苟も我を用ふる者有れば、期月のみにして可なり。三年にして成すこと有らん、と。

聖人の治は、必ず先づ学術を明らかにして人心を正す。期月にして可とは、人心皆な善を為すを知るを謂ふなり。各其（おのおの）の善を充たして之を行へば、三年にして則ち人人皆な教化に服す。所謂治の功成るなり。

【十一】

○子曰、善人爲邦百年、亦可以勝殘去殺矣。誠哉。是言也。

善人德性用事。故相繼百年、能勝殘去殺。然德未充盛、不及聖人之三年有成也。

［訓読］

○子曰く、善人 邦を為むること百年なれば、亦た以て残に勝ち殺を去るべし。誠なるかな。是の言や、と。

善人の徳性 事を用ふ。故に相ひ継ぐこと百年にして、能く残に勝ち殺を去る。然れども徳の未だ充ち盛んならざれば、聖人の三年にして成す有るに及ばざるなり。

【十二】

○子曰、如有王者、必世而後仁。

仁以徳澤言。比於三年有成者、澤又遠矣。親賢樂利、□□其所而不忘前王。此必□□仁之意也。

［訓読］

○子曰く、如し王者有るも、必ず世にして後に仁ならん。

仁は徳沢を以て言ふ。三年に比びて成す有る者は、沢 又た遠し。賢に親しみ利を楽しみ、〔各〕其の所を〔得て〕前王を忘れず。此れ必ず〔世にして後に〕仁なるの意なり。

［語釈］

○前王不忘　元は『詩経』周頌・烈文の詩だが、文脈としては『大学章句』止至善章から引いていると思われる。

［校異］

○□□其所　『四書私存』（中央研究院中国文哲研究所）に従い、「各得其所」とした。

○□□仁之意　『四書私存』（中央研究院中国文哲研究所）に従い、「世後仁之意」とした。

【十三】

○子曰、苟正其身矣、於從政乎何有。不能正其身、如正人何。

此爲大夫而發。

［訓読］

○子曰く、苟も其の身を正しくすれば、政に従ふに於いて何か有らん。其の身を正しくすること能はざれば、人を正すを如何せん、と。

此れ大夫の為にして発す。

【十四】

○冉有退朝。子曰、何晏也。對曰、有政。子曰、其事也。如有政、雖不吾以、吾其與聞之。

呉氏曰、政事総言之則通、別言之則大曰政、小曰事。公朝之事曰政、私家之事曰事。

［訓読］

○冉有 朝より退く。子曰く、何ぞ晏(おそ)きや。対へて曰く、政有り、と。子曰く、其れ事なり。如し政有れば、吾を以(もち)ひずと雖も、吾 其れ之を与り聞かん、と。

呉氏曰く、政事は之を総言すれば則ち通じ、之を別言すれば則ち大を政と曰ひ、小を事と曰ふ。公朝

の事を政と曰ひ、私家の事を事と曰ふと。

［語釈］

○呉氏曰～私家之事曰事　『論語集注大全』子路・14章に同文が見える。

【十五】

○定公問。一言可以興邦有諸。孔子對曰、言不可以若是其幾也。人之言曰、爲君難、爲臣不易。如知爲君之難也、不幾乎一言而興邦乎。曰、一言而喪邦有諸。孔子對曰、言不可以若是其幾也。人之言曰、予無樂乎爲君。唯其言而莫予違也。如其善而莫之違也、不亦善乎。如不善而莫之違也、不幾乎一言而喪邦乎。

言之善者、所以善國。故曰、不亦善乎。以此起不善。蓋喪邦惟在不善而莫之違也。不幾者、疑辭。不□決言興喪、即言不可若是其幾之意。聖人辭不切迫。此言之所以無罪而聞之足以戒歟。

［訓読］

○定公問ふ。一言以て邦を興すべきもの、諸有りや、と。孔子対へて曰く、言は以て是くのごとく其れ幾(ちか)かるべからず。人の言に曰く、君たるは難く、臣たるも易からずと。如し君たるの難きを知れば、一言にして邦を興すに幾からずや、と。曰く、一言にして邦を喪ふもの諸有りや、と。孔子対へて曰く、言は以て是くのごとく其れ幾かるべからず。人の言に曰く、予 君たるを楽しむこと無し。唯だ其の言ひて予に違ふこと莫しと。如し其の善にして之に違ふこと莫ければ、亦た善からずや。如し不善にして之に違ふこ

と莫ければ、一言にして邦を喪ふに幾からずや、と。

言の善なる者は、国を善くする所以なり。故に曰く、亦た善からずやと。此れを以て不善を起こす。蓋し邦を喪ふは惟だ不善にして之に違ふこと莫きに在り。幾からずとは、疑ふの辞なり。〔敢へて〕興喪を決言せざるは、即ち言は是くのごとく其れ幾かるべからざるの意なり。聖人の辞、切追せず。此れ言の罪無くして之を聞きて以て戒むるに足る所以なるか。

［校異］

○不□決言興喪　『四書私存』（中央研究院中国文哲研究所）に従い、「不敢決言興喪」とした。

【十六】

○葉公問政。子曰、近者悦、遠者來。

葉公在楚、必有闢土服遠之意。故告之以此。王道□民心爲本即此意也。

［訓読］

○葉公　政を問ふ。子曰く、近き者悦べば、遠き者来たる、と。

葉公　楚に在りて、必ず土を闢き遠きを服すの意有り。故に之に告ぐるに此れを以てす。王道は民心を〔以て〕本と為すとは、即ち此の意なり。

［校異］

○王道□民心爲本　『四書私存』（中央研究院中国文哲研究所）に従い、「王道以民心為本」とした。

【十七】

○子夏爲莒父宰問政。子曰、無欲速、無見小利。欲速則不達、見小利則大事不成。

急近功、則無悠久之器度。見小利、則無博厚之規模。

［訓読］

○子夏 莒父の宰と為りて政を問ふ。子曰く、速やかならんと欲すること無く、小利を見ること無かれ。速やかならんと欲すれば則ち達せず、小利を見れば則ち大事成らず、と。

近功を急げば、則ち悠久の器度無し。小利を見れば、則ち博厚の規模無し。

【十八】

○葉公語孔子曰、吾黨有直躬者。其父攘羊而子證之。孔子曰、吾黨之直者異於是。父爲子隱、子爲父隱。直在其中矣。

直只是理之順自然、而無囘曲處。證父攘羊、則於理不順。其心安乎。

［訓読］

○葉公 孔子に語りて曰く、吾が党に直躬なる者有り。其の父 羊を攘みて子 之を証す、と。孔子曰く、吾が党の直なる者は是れに異なれり。父は子の為に隠し、子は父の為に隠す。直は其の中に在り、と。

直は只だ是れ理の自然に順ひて、回曲の処無し。父の羊を攘むを証するは、則ち理に於いて順はず。其の心安らかならんや。

【十九】

○樊遲問仁。子曰、居處恭、執事敬、與人忠、雖之夷狄、不可棄也。

日用工夫惟私居、應事、接人三者而已。恭敬忠、皆擇善也。之夷狄不可棄、固執也。○胡氏以樊遲問仁者三、此最先。先難次之。愛人最後。愚竊以先難爲先、而此當次之也。詳見説理會編卷十二。

【訓読】

○樊遲 仁を問ふ。子曰く、居処するに恭、事を執りて敬、人と与はりて忠なれば、夷狄に之くと雖も、棄つべからざるなり、と。

日用の工夫は惟だ私居、応事、接人の三者のみ。恭、敬、忠は、皆な善を択ぶなり。夷狄に之くとも棄つべからずとは、固執するなり。○胡氏以へらく、樊遲 仁を問ふ者三、此れ最も先なり。難きを先にするは之に次ぐ。人を愛するは最も後なりと。愚窃かに以へらく、難きを先にするを以て先と為して、此れは当に之に次ぐべしと。詳しくは説理会編巻十二に見ゆ。

［語釈］

○胡氏以樊遲　『論語集注』子路・19章。

○先難次之　『論語』子張・13章に「子游曰く、吾が友張や、能く難きを為すなり、然り而して未だ仁ならず、と」とある。

○愛人最後　『論語』顔淵・22章「樊遲 仁を問ふ。子曰く、人を愛す、と」とある。

○詳見説理會編巻十二　『説理会編』子路・14章に、樊遲の「難きを先にす」に関する議論がある。

【二十】

○子貢問曰、何如斯可謂之士矣。子曰、行己有恥、使於四方不辱君命、可謂士矣。曰、敢問其次。曰、宗族稱孝焉、鄉黨稱弟焉。曰、敢問其次。曰、言必信、行必果、硜硜然小人哉。抑亦可以爲次矣。曰、今之從政者何如。子曰、□斗筲人、何足算也。

行己有恥、而使不辱命、此才德兼全之君子也。宗族稱孝、鄉黨稱弟、此善人也。但比之父母兄弟、稱閔子騫之孝、而人無間言者尚不及耳。言行硜硜有恒者也、皆無僞心。故謂之士。斗筲之人謂計小利也。則不可以言士矣。此章人品次第、詳見説理會編巻十二。

【訓読】

○子貢問ひて曰く、何如なれば斯れ之を士と謂ふべきや、と。子曰く、己を行ひて恥有り、四方に使して

君命を辱めざるは、士と謂ふべし、と。曰く、敢へて其の次を問ふ、と。曰く、宗族 孝を称し、郷党 弟を称す、と。曰く、敢へて其の次を問ふ、と。曰く、言必ず信、行必ず果、硜硜然たる小人かな。抑亦(そもそも)た以て次と為すべし、と。曰く、今の政に従ふ者は何如、と。子曰く、〔噫、〕斗筲の人、何ぞ算ふるに足らんや、と。

己を行ひて恥有りて、命を辱めざるは、此れ才徳兼全の君子なり。宗族 孝を称し、郷党 弟を称するは、此れ善人なり。但だ之を父母兄弟に比するに、閔子騫の孝にして、人 間言すること無き者、尚ほ及ばざるのみ。言行硜硜として恒有る者は、皆な偽心無し。故に之を士と謂ふ。斗筲の人は、小利を計るを謂ふなり。則ち以て士と言ふべからず。此の章の人品の次第、詳しくは説理会編巻十二に見ゆ。

［語釈］

○父母兄弟閔子騫、稱閔子騫之孝、而人無間言　『論語』先進・4章。

○詳見説理會編巻十二　『論語私存』巻十二の全篇にわたって、孔門の弟子について品評していることを指すか。

［校異］

○□斗筲人　『論語』に基づいて「噫斗筲人」とした。

【二十一】

○子曰、不得中行而與之、必狂狷乎。狂者進取、狷者有所不爲也。

中行狂狷、詳見説理會編卷十二。

［訓読］

○子曰く、中行を得て之に与せざれば、必ずや狂狷か。狂者は進取、狷者は為さざる所有るなり、と。

中行狂狷、詳しくは説理会編巻十二に見ゆ。

［語釈］

○詳見説理會編巻十二　未詳。

【二十二】

○子曰、南人有言。曰、人而無恒、不可以作巫醫。善夫。不恒其德、或承之羞。子曰、不占而已矣。

南人之言、本即巫醫以言有恒。孔子善之、則主人當有恒而言矣。占、玩其占也。不占則不能驗之於心矣。

［訓読］

○子曰く、南人言有り。曰く、人にして恒無ければ、以て巫医を作すべからずと。善きかな。其の徳を恒にせざれば、或いは之が羞を承く、と。子曰く、占はざるのみ、と。

南人の言、本と巫医に即きて以て恒有りと言ふ。孔子 之を善しとするは、則ち人当に恒有るべきを主として言ふなり。占は、其の占いを玩ぶなり。占はざれば則ち之を心に験すること能はず。

［語釈］

○不恒其德、或承之羞　『易経』恒卦・三爻爻辞。

【二十三】

○子曰、君子和而不同。小人同而不和。

厚齋馮氏曰、和、如和羹異味而相調爲一也。同、如雷同隨聲而無分別也。和與同近似而公私不同。如比周驕泰之類。夫子故辨之。其説得之矣。

［訓読］

○子曰く、君子は和して同ぜず。小人は同じて和せず、と。

厚斎馮氏曰く、和は、和羹の味を異にして、相ひ調ひて一と為るがごときなり。同は、雷同 声に随ひて、分別無きがごときなり。和と同とは近似して公私同じからず。比周、驕泰の類のごとし。夫子故より之を弁ず、と。其の説 之を得たり。

［語釈］

○厚齋馮氏曰　『論語集注大全』子路・23章に同文がある。

○比周　『論語』為政・14章に「子曰く、君子は周して比せず、小人は比して周せず、と」とある。

○驕泰　『論語』子路・26章に「子曰く、君子は泰にして驕ならず、小人は驕りて泰ならず、と」

とある。

【二十四】

○子貢問曰、鄉人皆好之何如。子曰、未可也。鄉人皆惡之何如。子曰、未可也。不如鄉人之善者好之、其不善者惡之。

此章問答皆以求知善人言。勉齋黄氏曰、不以鄉人皆好皆惡而定其人之賢、必取□□善□之好、不善者之惡。蓋善者循理。故所好者如己之循理者也。不善者徇欲。故所惡者必不如己之欲者也。此其所以爲賢也。其説得之。

［訓読］

○子貢問ひて曰く、鄉人皆な之を好めば何如、と。子曰く、未だ可ならず、と。鄉人皆な之を悪めば何如、と。子曰く、未だ可ならず。鄉人の善者は之を好み、其の不善者は之を悪むに如かず、と。

此の章の問答は、皆な善人を知らんことを求むるを以て言ふ。勉斎黄氏曰く、鄉人皆な好み、皆な悪むを以てして、其の人の賢を定めず、必ず善〔者〕の好み、不善者の悪むを取〔決〕す。蓋し善者は理に循ふ。故に好む所の者は己の理に循ふがごとき者なり。不善者は欲に徇ふ。故に悪む所の者は必ず己の欲のごとくならざる者なり。此れ其の賢と為す所以なり、と。其の説 之を得たり。

［語釈］

○勉齋黄氏曰～此其所以爲賢也　『論語集注大全』子路・24章に同文がある。

［校異］

○必取□□善□之好　『四書私存』（中央研究院中国文哲研究室）に従い、「必取決於善者之好」とした。

【二十五】

○子曰、君子易事而難説也。説之不以道、不説也。及其使人也、器之。小人難事而易説也。説之雖不以道説也。及其使人也、求備焉。

厚齋馮氏曰、君子小人、蓋指當時卿大夫之得政者而言。集註公恕私刻之説盡之矣。

［訓読］

○子曰く、君子は事へ易くして説ばせ難し。之を説ばすに道を以てせざれば、説ばざるなり。其の人を使ふに及びてや、之を器にす。小人は事へ難くして説ばせ易し。之を説ばすに道を以てせずと雖も説ぶなり。其の人を使ふに及びてや、備はらんことを求む、と。

厚斎馮氏曰く、君子小人は、蓋し当時の卿大夫の政を得る者を指して言ふと。集註の公にして恕、私にして刻の説 之を尽くす。

［語釈］

○厚齋馮氏曰～蓋指當時卿大夫之得政者而言　『論語集注大全』子路・25章に同文がある。

○集註公怨私刻之説　『論語集注』子路・25章に「君子之心は、公にして恕、小人の心は、私にして刻。天理人欲の間は、毎に相ひ反するのみ」とある。

【二十六】

○子曰、君子泰而不驕。小人驕而不泰。

騎與泰相似。皆疎散不拘之意。但君子與物同體。□其疎散爲泰。小人幹己自高。故其疎散爲驕。此以□泰分言。大學言驕泰以失之。以泰從驕、則泰亦驕而已矣。

［訓読］

○子曰く、君子は泰にして驕ならず。小人は驕にして泰ならず、と。

驕と泰と相ひ似る。皆な疎散して拘(なづ)まざるの意なり。但だ君子は物と同体なり。〔故に〕其の疎散は泰と為る。小人は己を幹して自ら高ぶる。故に其の疎散は驕と為る。此れ〔驕〕泰を以て分けて言ふ。大学は驕泰以て之を失ふと言ふ。泰を以て驕に従へば、則ち泰も亦た驕なるのみ。

［語釈］

○大學言驕泰以失之　『大学章句』伝十章に「是の故に君子に大道あり。必ず忠信以て之を得、驕泰以て之を失ふ」とある。

［校異］

○□其疎散爲泰　『論語私存』（中央研究院中国文哲研究室）に従い、「故其疎散爲泰」とした。

○此以□泰分言　『論語私存』（中央研究院中国文哲研究室）に従い、「此以驕泰分言」とした。

【二十七】

○子曰、剛毅木訥、近仁。

此言其質近仁。於求仁爲易耳。若柔惰華辯之人、則用力爲難矣。

［訓読］

○子曰く、剛毅木訥、仁に近し、と。

此れ其の質 仁に近きを言ふ。仁を求むるに於いて易しと為すのみ。柔惰華弁の人のごときは、則ち力を用ふるを難しと為す。

【二十八】

○子路問曰、何如斯可謂之士矣。子曰、切切偲偲、怡怡如也。可謂士矣。朋友切切偲偲、兄弟怡怡。

子路剛強、未免粗暴。故告之以此。

［訓読］

○子路問ひて曰く、何如なれば斯れ之を士と謂ふべき、と。子曰く、切切偲偲、怡怡如たり。士と謂ふべし。朋友には切切偲偲、兄弟には怡怡たり、と。

子路の剛強、未だ粗暴を免れず。故に之に告ぐるに此れを以てす。

【二十九】

○子曰、善人教民七年、亦可以即戎矣。

教民者、教以孝弟忠信之行、使知親上死長之義。如此、然後可以即戎。孟子言壯者以暇日修其孝弟忠信、入以事其父兄、出以事其長上、可使制梃以撻秦楚之堅甲利兵、亦是此意。謂之制梃可撻則務農講武、以習坐作進退之方、亦其末耳。苟無尊上死長之心、則雖有武技亦不效死、驅之以殉、將焉用之。善人德性用事。故其教人未能速化、必至七年之久、乃始可用此。豈以武技爲重哉。聖人於即戎毎言教民、亦爲後世有以不教民戰而棄之者。故諄諄示戒也。

［訓読］

○子曰く、善人 民を教ふること七年、亦た以て戎に即くべし、と。

民を教ふる者は、教ふるに孝弟忠信の行を以てし、上に親しみ長に死するの義を知らしむ。此くのごとくして、然る後以て戎に即くべし。孟子、壯者は暇日を以て其の孝弟忠信を修め、入りては以て其の父兄に事へ、出でては以て其の長上に事ふれば、梃を制(ひつさ)げて以て秦楚の堅甲利兵を撻(う)たしむべしと言ふ

も、亦た此の意なり。之を梃を制げて撻つべくんば則ち農に務め武を講じ、以て坐作進退の方を習ふと謂ふは、亦た其の末なるのみ。苟も上を尊び長に死するの心無ければ、則ち武技有りと雖も亦た死を效さず、之を駆りて以て殉ぜしむるも、将た焉んぞ之を用ひん。善人は徳性もて事を用ふ。故に其の人を教へて未だ速やかに化せしむること能はず、必ず七年の久しきに至りて、乃ち始めて此れを用ふべし。豈に武技を以て重しと為さんや。聖人 戎に即くに於いて、毎に民を教ふるを言ふは、亦た後世に教へざるの民を以て戦はしめて之を棄つる者有りと為せばなり。故に諄諄として戒を示すなり。

［語釈］

○孟子言壮者　『孟子』梁恵王上・5章。

○以不教民戰而棄之　『論語』子路・30章。

【三十】

○子曰、以不教民戰、是謂棄之。

此與上章意同。故類記之。呉氏之説以教民非謂教戰。得聖人之意矣。

［訓読］

○子曰く、教へざるの民を以て戦ふ、是れ之を棄つと謂ふ、と。

此れ上章の意と同じ。故に之を類記す。呉氏の説、民を教ふるを以て、戦を教ふと謂ふに非ずと。聖

人の意を得たり。

［語釈］

○呉氏之説　『論語集注大全』子路・30章で、呉氏は『白虎通』を引いて右の議論をしている。

論語私存巻十三終

論語私存卷十四

憲問第十四

會稽季本箋釋

【一】

憲問恥。子曰、邦有道穀。邦無道穀、恥也。

此與泰伯篇邦有道貧且賤焉恥也、邦無道富且貴焉恥也意不同。蓋彼以可仕不可仕而言、此以已仕食祿者而言。邦有道而食祿、則當行道濟時。邦無道而食祿、則當撥亂反正。若但知食祿、皆可恥也。見人當有經濟之略、不可安靜無爲而已。二語平出、未見其有偏重也。

［訓読］

憲、恥を問ふ。子曰く、邦に道有れば穀す。邦に道無きに穀するは、恥なり、と。

此れ泰伯篇の邦に道有るに貧しく且つ賤しきは恥なり、邦に道無きに富み且つ貴きは恥なりの意と同じからず。蓋し彼は仕ふべきと仕ふべからざるとを以てして言ひ、此は已に仕へて祿を食む者を以てして言ふ。邦に道有りて祿を食むは、則ち当に道を行ひて時を<ruby>済<rt>すく</rt></ruby>ふべし。邦に道無くして祿を食むは、則ち当に乱を撥きて正に反すべし。但だ祿を食むを知るがごときは、皆な恥づべきなり。人、当に経済の略有るべく、安静無為なるべからざるを<ruby>見<rt>しめ</rt></ruby>すのみ。二語、平出するも、未だ其の偏重有るを見ざるなり。

［語釈］

○泰伯篇邦有道貧且賤焉恥也、邦無道富且貴焉恥也　『論語』泰伯篇・13章（本訳注（八））参照。

○經濟　経世済民。世の中を治め、人民の苦しみを救うこと。

【二】

○克伐怨欲不行焉、可以爲仁矣。子曰、可以爲難矣。仁則吾不知也。

克伐怨欲不行、義襲而有所正助也。故其工夫爲難。在初學論之、則亦先難之事也。至其久而有得、天理流行、然後可以爲仁矣。但用力於難、亦所難得。故曰、可以爲難矣。四者雖非拔去病根之事、然一有所覺、則本體呈露、即可以去病根也。

［訓読］

○克、伐、怨、欲、行なはれざる、以て仁と為すべし。子曰く、以て難しと為すべし。仁は則ち吾、知らざるなり、と。

克、伐、怨、欲、行はれざるは、義襲ひて正助する所有ればなり。故に其の工夫、難しと為す。初学に在りて之を論ずれば、則ち亦た難きを先とするの事なり。其の久しくするに至りて得る有り、天理流行し、然る後に以て仁と為すべし。但だ力を難きに用ふるも、亦た得難き所なり。故に曰く、以て難しと為すべしと。四者は、病根を抜去するの事に非ずと雖ども、然れども一に覚る所有れば、則ち本体呈

露し、即ち以て病根を去るべきなり。

［語釈］

○義襲而有所正助　『孟子』公孫丑上・2章に「是れ集義の生ずる所の者にして、義襲ひて之を取るに非ざるなり……必ず事とする有りて正すること勿かれ、心に忘るること勿かれ、助長すること勿かれ」とある。

【三】

○子曰、士而懐居、不足以爲士矣。

懐居、與小人懐土相似。意溺安居、則無有爲之志、故不足爲士。

［訓読］

○子曰く、士にして居を懐ふは、以て士と為すに足らず、と。

居を懐ふは、小人の土を懐ふと相ひ似たり。意 安居に溺るるは、則ち有為の志無し、故に士と為すに足らず。

【四】

○子曰、邦有道、危言危行。邦無道、危行言孫。

雙峰饒氏曰、行無時而不危。所謂國有道、不變塞焉、國無道、至死不變。言、有時而或遜。所謂國有道、其言足以興、國無道、其默足以容。引証可謂明切矣。

［訓読］

○子曰く、邦に道有れば、言を危くし行を危くす。邦に道無ければ、行を危くし言は孫ふ（したが）、と。

双峰饒氏曰く、行、時として危くせざること無し。所謂国に道有れば、塞を変ぜず、国に道無ければ、死に至るまで変ぜず。言とは、時として或いは遜ふ有り。所謂国に道有れば、其の言、以て興すに足り、国に道無ければ、其の黙、以て容（い）るるに足る、と。引証、明切と謂ふべし。

［語釈］

○雙峰饒氏曰～其默足以容　『論語集註大全』憲問篇・4章に同文が見える。

○所謂國有道、不變塞焉、國無道、至死不變　『中庸』に「故に君子は和して流れず、強なるかな矯たり。中立して倚らず、強なるかな矯たり。国に道有れば塞を変ぜず、強なるかな矯たり。国に道無ければ死に至るまで変ぜず、強なるかな矯たり」とある。

【五】

○子曰、有德者必有言。有言者不必有德。仁者必有勇。勇者不必有仁。

有德者主於默成、不尚言辭、然未有無言之德、故曰必有言。若有言者、則不必其皆有德也。仁者主於退

讓、不尚勇力、然未有無勇之仁、故曰必有勇。若有勇者、則不必其皆有仁也。當時人所尚者、惟言與勇、故發此論。○孟子言不動心、分知言養勇爲二目、蓋本於此。

［訓読］

○子曰く、徳有る者は必ず言有り。言有る者は必ずしも徳有らず。仁者は必ず勇有り。勇者は必ずしも仁有らず、と。

徳有る者は黙成を主とし、言辞を尚ばず、然れども未だ無言の徳有らず、故に必ず言有りと曰ふ。言有る者のごときは、則ち必ずしも其れ皆な徳有らざるなり。仁者は退讓を主とし、勇力を尚ばず、然れども未だ勇無きの仁有らず、故に必ず勇有りと曰ふ。勇有る者のごときは、則ち必ずしも其れ皆な仁有らざるなり。当時、人の尚ぶ所の者は、惟だ言と勇とのみ、故に此の論を発す。○孟子、不動心と言ひ、言を知ると勇を養ふとを分けて二目と為すは、蓋し此に本づくなり。

［語釈］

○孟子言不動心、分知言、養勇爲二目　『孟子』公孫丑上・2章では、「不動心」について二つの観点から論じる。「不動心に道有るか」との問いに対し、孟子は「北宮黝の勇を養ふや」「孟施舍の勇を養ふ所や」と述べて北宮黝（ゆう）と孟施舍の勇を例示し、さらに問答が告子と孟子の「不動心」に及ぶと、そのなかで「我 言を知る、我 善く浩然の気を養ふ」と説いていった。

【六】

○南宮适問於孔子曰、羿善射、奡盪舟、俱不得其死然。禹稷躬稼而有天下。夫子不答。南宮适出。子曰、君子哉若人、尚徳哉若人。

治天下之道、不外乎教民稼穡、使得以厚其生而已。此即爲政以徳之首務也。故曰、尚徳哉若人。惟成徳之君子、然後能尚徳。

［訓読］

○南宮适、孔子に問ふて曰く、羿は射を善くし、奡は舟を盪かす、俱に其の死を得ざること然り。禹、稷は躬ら稼して天下を有つ、と。夫子、答へず。南宮适 出づ。子曰く、君子なるかな若くのごとき人、徳を尚べるかな若くのごとき人、と。

天下を治むるの道は、民に稼穡を教へ、以て其の生を厚くするを得しむるに外ならざるのみ。此れ即ち政を為すに徳を以てするの首めの務めなり。故に曰く、徳を尚べるかな若くのごとき人と。惟れ成徳の君子にして、然る後に能く徳を尚ぶ。

【七】

○子曰、君子而不仁者有矣夫。未有小人而仁者也。

顔子違仁於三月之後、亦是微有不仁者間之。此章深惜小人之失其本心也。

［訓読］

○子曰く、君子にして不仁なる者有らんか。未だ小人にして仁なる者有らざるなり。

顔子、仁を三月の後に違ふは、亦た是れ微かに不仁者の之を間(へだ)つること有らん。此の章、深く小人の其の本心を失するを惜しむなり。

［語釈］

○顔子違仁於三月之後　『論語』雍也篇・5章に「子曰く、回や其の心、三月仁に違はず。其の余は則ち日月に至るのみ」とある。

【八】

○子曰、愛之、能勿勞乎。忠焉、能勿誨乎。

能勿、猶言可不也。蓋凡人之愛子、不勞則不能使之成人、臣之忠君、不誨則不能使之成德。故以不勞不誨爲不可也。世固有愛而不勞、忠而不誨者、故言此以明忠愛之道當然耳。

［訓読］

○子曰く、之を愛しては、能く労すること勿からんや。忠にして、能く誨(おし)ふること勿からんや、と。

能勿は、猶ほ可不と言ふがごとし。蓋し凡そ人の子を愛するや、労せざれば則ち之をして人と成らしむる能はず、臣の君に忠たるは、誨へざれば則ち之をして徳を成さしむる能はず。故に労せずと誨へざ

るとを以て不可と為すなり。世、固より愛して労せず、忠にして誨へざる者有り、故に此れを言ひて以て忠愛の道の当然を明らかにするのみ。

【九】

○子曰、爲命、裨諶草創之、世叔討論之、行人子羽脩飾之、東里子産潤色之。

厚齋馮氏謂、子産爲政、用是三人草創討論脩飾之。既成、乃從而潤色之。通以其事歸於子産、似亦如此。鄭、小國也。當晉楚爭奪之衝、即其辭命之善、而足以自保、見爲治之不可不用賢也。

［訓読］

○子曰く、命を為るに、卑諶、之を草創し、世叔、之を討論し、行人子羽、之を脩飾し、東里の子産、之を潤色せり、と。

厚斎馮氏謂ふ、子産、政を為す、是を用て三人、之を草創、討論、脩飾す。既に成れば、乃ち従りて之を潤色す、と。通、其の事を以て子産に帰するは、亦た此くのごときに似たり。鄭は、小国なり。晋楚争奪の衝に当たりては、其の辞命の善に即きて、以て自ら保つに足る、治を為すことの賢を用ひざるべからざるを見すなり。

［語釈］

○厚齋馮氏謂～乃從而潤色之　『論語集註大全』憲問・9章に同文が見える。

【十】

○或問子産。子曰、惠人也。問子西。曰、彼哉、彼哉。問管仲。曰、人也。奪伯氏駢邑三百、飯疏食、沒齒無怨言。

孟子謂子産惠而不知爲政、但言其不能推之政事以大其施耳、然愛民則固其本心也。○彼哉者、外之之辭。猶言非我同類也。○人也、蓋稱管仲亦是一人品、非謂此人也。奪伯氏駢邑三百而無怨言、謂討得其罪而心服也。○雙峰饒氏曰、此篇凡説管仲、夫子每護之、孟子排管仲、皆是救時而然。夫子之時、人不知有王。仲尊王、亦是有功。夫子所以護之。孟子之時、天下之人皆知尊霸術而賤王道。孟子恐功利之説熾、故於桓文管晏一切抑之。此能盡發其餘意矣。管仲子産才德之優劣、詳見説理會編卷七。

［訓読］

○或ひと、子産を問ふ。子曰く、惠人なり、と。子西を問ふ。曰く、彼をや、彼をや、と。管仲を問ふ。曰く、人なり。伯氏の駢邑三百を奪ひ、疏食を飯ひて、齒を沒するまで怨言無し、と。

孟子、子産は惠にして政を為すを知らずと謂ふは、但だ其の之を政事に推して以て其の施すを大にする能はざるを言ふのみ、然れども民を愛するは則ち固より其の本心なり。○彼をやとは、之を外にするの辞なり。猶ほ我が同類に非ずと言ふがごときなり。○人なりとは、蓋し管仲も亦た是れ一人品なるを称す、此の人と謂ふに非ざるなり。伯氏の駢邑三百を奪ひて怨言無しとは、其の罪を討(をさ)め得て心服する

を謂ふなり。〇双峰饒氏曰く、此の篇は凡そ管仲を説くに、夫子、毎に之を護るも、孟子、管仲を排するは、皆な是れ時を救ひて然り。夫子の時、人 王有るを知らず。仲 王を尊ぶも、亦た是れ功有り。夫子 之を護る所以なり。孟子の時、天下の人皆な霸術を尊びて王道を賤しむを知るのみ。孟子 功利の説熾んなるを恐る、故に桓、文、管、晏に於いて一切 之を抑ふ、と。此れ能く尽く其の余意を発せり。管仲、子産の才徳の優劣、詳しくは説理会編巻七に見ゆ。

［語釈］

〇孟子謂子産惠而不知爲政　『孟子』離婁章句下に、「子産、鄭国の政を聴き、其の乗輿を以て、人を溱洧に済せり。孟子曰く、恵にして政を為すを知らず。歳の十一月に徒杠成り、十二月に輿梁成らば、民 未だ渉を病まざるなり。君子、其の政を平らかにせば、行きて人を辟けしむるも可なり。焉くんぞ人人にして之を済すを得んや。故に政を為す者は、人 毎にして之を悦ばせんとすれば、日も亦た足らず、と」とある。

〇非謂此人也　朱熹『論語集注』巻一四では、「人やとは、猶ほ此の人やと言ふがごとし。……蓋し桓公 伯氏の邑を奪ひ、以て管仲に与ふ」とある。「人也」を、朱熹は「この人や」〔管仲という人は〕と解釈するのに対し、季本は「人なり」〔一人物である〕と管仲を賞賛した言葉と解釈する。

〇雙峰饒氏曰～故恒文管晏一切抑之　『論語集註大全』憲問篇・10章に同文が見える。ただし、

『論語集註大全』は「尊覇術」を「尊伯術」に作る。

○管仲子産才徳之優劣、詳見説理會編巻七　『説理会編』巻七に、「朱子、管仲の徳は、其の才に勝らず、子産の才は、其の徳に勝らずと謂ふ。然れども聖人の学は、則ち概として未だ聞く有らざるなり。夫れ既に聖人の学を聞かざれば、所謂才徳なる者は何の指す所なるかを知らず。輔漢卿、其の意を発明して以て二子の才徳は資質を以て言ふと為す。故に其の事業も亦た各其の資に随ひて以て之を為す。使し其れ聖賢大学の道を知れば、則ち子産の徳、当に顔、閔と科を同じうすべくして、仲の才、当に伊、呂と並び駕すべし。是の二子の才徳は、蓋し天資を指して言ふなり。然れども才徳、豈に分けて二と為すべけんや。二子、皆な覇者の佐なり。覇者は仁に仮りて以て徳と言ふべからず、但だ天資より言へば、其の才猶ほ正に近きのみ。管仲の才気は本と大にして、又た斉の富強の勢ひに籍りて、其の威権、以て発揮するに足る、故に益其の才の優を見はす。子産の才気は本と小にして、又た鄭の衰弱の時に処して、其の力量、□□する能はず、故に益其の才の劣なるを見はす。豈に此に縁りて遂に其の□□相ひ勝負を為すと謂ふべけんや」とある。

【十二】

○子曰、貧而無怨難、富而無驕易。

無怨、是心能知足。無驕、是不敢自足。貧富之勢不同、故所處有難易也。○朱子曰、貧無怨、不及貧而樂者、又勝似無諂者。貧而無諂易、貧而無怨難、無怨則進於樂矣。雙峰饒氏曰、能安於義命、則能無怨。若樂則心廣體胖。非意誠心正身脩者、不能及此。觀子貢以無諂對無驕、而夫子以樂對好禮、其淺深可見。此二語足以發明此章之餘意。

［訓読］

○子曰く、貧にして怨むこと無きは難く、富みて驕ること無きは易し、と。

怨むこと無きは、是れ心の能く足るを知る。驕ること無きは、是れ敢へて自ら足るとせず。貧富の勢同じからず、故に処する所に難易有るなり。○朱子曰く、貧にして怨むこと無きは、貧にして楽しむ者に及ばず、又た諂ふこと無き者より勝れり、と。貧にして諂ふこと無きは易く、貧にして怨むこと無きは難し、怨むこと無ければ則ち楽しむに進む。双峰饒氏曰く、能く義命に安んずれば、則ち能く怨むこと無し。若し楽しめば則ち心広く体胖かなり。意誠にして心正しく身脩まる者に非ざれば、此に及ぶ能はず。子貢の諂ふ無きを以て驕る無きに対して、夫子の楽しむを以て礼を好むに対するを観れば、其の浅深見るべし、と。此の二語、以て此の章の余意を発明するに足れり。

［語釈］

○朱子曰、貧無怨、不及貧而樂者、又勝似無諂易　『論語集註大全』憲問篇・11章。

○雙峰饒氏曰～其淺深可見　『論語集註大全』憲問篇・11章に同文が見える。ただし、『論語集註

大全』は「觀子貢以無諂對無驕」を「觀子貢以無驕、對無諂、」に作る。

○心廣體胖　『中庸』。

○意誠心正身脩　『大学』に基づく。

○子貢以無諂對無驕、而夫子以樂對好禮　『論語』学而に、「子貢曰く、貧にして諂ふ無く、富みて驕る無きは何如と。子曰く、可なり。未だ貧にして楽しみ、富みて礼を好む者に若かざるなりと」とある。

【十二】

○子曰、孟公綽爲趙魏老則優。不可以爲滕薛大夫。

下章孔子稱公綽爲不欲。不欲則簡而不煩、愈於有才無德者矣。故猶有可用之地。

［訓読］

○子曰く、孟公綽は、趙魏の老と為れば則ち優なり。以て滕薛の大夫と為るべからず、と。

下章に、孔子　公綽を称して不欲と為す。不欲は則ち簡にして煩ならず、才有りて徳無き者より愈れり。故に猶ほ用ふべきの地有り。

［訓読］

○下章孔子稱公綽爲不欲　『論語』憲問・13章参照。

【十三】

○子路問成人。子曰、若臧武仲之知、公綽之不欲、卞莊子之勇、冉求之藝、文之以禮樂、亦可以爲成人矣。曰、今之成人者何必然。見利思義、見危授命、久要不忘平生之言、亦可以爲成人矣。

文之以禮樂、非必兼此四人之長、就使止於一人之長而以禮樂文之、則亦爲中和之德。如伯夷柳下惠之皆可以言聖矣。○曰今之成人以下、胡氏以爲子路之言、是也。蓋見危授命、見利思義、久要不忘平生之言、皆子路之所已能、而自謂亦可以爲成人、是即終身誦之之意也。其下必有孔子答之之言、而今亡矣。不然則孔子不應以子路之所已能者、俯而就之也。若此言出於子路、而其志止於如此、亦豈宜無一誨辭邪。平生之言、即久要也。

［訓読］

○子路、成人を問ふ。子曰く、臧武仲の知、公綽の不欲、卞莊子の勇、冉求の芸のごとき、之を文(かざ)るに礼楽を以てすれば、亦た以て成人と為すべし、と。曰く、今の成人なる者は、何ぞ必ずしも然らん。利を見ては義を思ひ、危きを見ては命を授け、久要、平生の言を忘れざれば、亦た以て成人と為すべし、と。

之を文るに礼楽を以てすとは、必ずしも此の四人の長を兼ぬるに非ず、就(すなは)ち使(も)し止(た)だ一人の長に於いてして礼楽を以て之を文れば、則ち亦た中和の徳と為る。伯夷、柳下恵の皆な以て聖と言ふべきがごとし。○曰く、今の成人以下、胡氏以て子路の言と為すは、是(ぜ)なり。蓋し危きを見ては命を授け、利を見

ては義を思ひ、久要、平生の言を忘れざるは、皆な子路の已に能くする所にして、自ら亦た以て成人と為すべしと謂ふは、是れ即ち終身、之を誦するの意なり。其の下、必ず孔子の之に答ふるの言有らん、而れども今亡し。然らざれば則ち孔子、応に子路の已に能くする所の者を以て、俯して之に就くべからざるなり。若し此の言、子路より出でて、其の志、此くのごときに止まるならば、亦た豈に宜しく一誨辞無かるべけんや。平生の言、即ち久要なり。

［語釈］

○終身誦之　『論語』子罕・28章に「伎（そこな）はず求めず、何を用てか臧（よ）からざらん。子路、終身之を誦す」とある。

［校異］

○蓋見危授命、見利思義　底本、「蓋見危授命、見得思義」に作る。『論語』本文に従って改めた。

【十四】

○子問公叔文子於公明賈曰、信乎、夫子不言、不笑、不取乎。公明賈對曰、以告者過也。夫子時然後言、人不厭其言。樂然後笑、人不厭其笑、義然後取、人不厭其取。子曰、其然。豈其然乎。

其然之其、疑辭。豈其然乎、猶曰或者其然乎。

［訓読］

○子、公叔文子を公明賈に問ひて曰く、信なるか、夫子の言はず、笑はず、取らざること、と。公明賈対へて曰く、以て告ぐる者過ぐるなり。夫子、時にして然る後に言ふ、人 其の言ふことを厭はず。楽しみて然る後に笑ふ、人 其の笑ふことを厭はず、義ありて然る後に取る、人 其の取ることを厭はず、と。子曰く、其れ然らんや。豈に其れ然らんや、と。

其れ然らんやの其は、疑辞なり。豈に其れ然らんやとは、猶ほ或いは其れ然らんやと曰ふがごとし。

【十五】

○子曰、臧武仲以防求爲後於魯、雖曰不要君、吾不信也。

要君、雖未至於叛、其實以叛挾之也。

［訓読］

○子曰く、臧武仲、防を以て後を魯に為すことを求む。君を要せずと曰ふと雖ども、吾は信ぜざるなり、と。

君を要すとは、未だ叛くに至らずと雖ども、其の実、叛を以て之を挾(さしはさ)むなり。

【十六】

○子曰、晉文公譎而不正、齊桓公正不譎。

二君譎正、詳見春秋私考僖公□十八年。齊桓之霸在晉文之前、此以晉先齊者、蓋晉一變而後可以至齊之意。

［訓読］

○子曰く、晉の文公は、譎(いつは)りて正しからず、斉の桓公は正しくして譎らず、と。

二君の譎正、詳しくは春秋私考僖公〔二〕十八年に見ゆ。斉桓の霸は晉文の前に在り、此れ晉を以て斉に先んずる者は、蓋し晉は一変して後に以て斉に至るべきの意なり。

［語釈］

○春秋私考僖公二十八年　季本『春秋私考』巻九に、晉の文公と斉の桓公の譎・正についての論が見える。

［校異］

○僖公□十八年　『四書私存』（中央研究院中国文哲研究所）に従い「僖公二十八年」とした。

【十七】

○子路曰、桓公殺公子糾。召忽死之、管仲不死。曰、未仁乎。子曰、桓公九合諸侯、不以兵車、管仲之力也。如其仁、如其仁。

管仲不死子糾之難、子路疑其未仁。蓋以忘君事讐爲忍心害理也。及孔子告之、曰桓公九合諸侯、不以兵車、管仲之力也。如其仁、如其仁。朱子謂其利澤及人、有仁之功、則從事功上許其仁也。聖人於仁、未嘗輕以許人、如顏子之德、但曰三月不違仁、仲弓之賢、猶曰不知其仁。皆以其心之私欲不能盡去、則全體之仁爲有間也。事功安足以語仁哉。且事功之仁、與子路所問之意主於心者不相應、註説似失旨矣。蓋原管仲不死子糾時之心、以爲子糾是桓公之弟初但與之同奔、君臣之分未定也。及桓公入齊爲君、則當君桓公而已、乃輔子糾以爭國、是私於所事、非理之正也。棄邪反正、以立事功、豈不愈於死乎。即其悔心之萌、或者出於一念之仁、未可知也。故以九合諸侯、不以兵車、爲管仲之力。蓋即利澤及人、以見其欲立事功之初志、而於召忽之死、則比之匹夫匹婦自經溝瀆之諒、是不以管仲之不死爲有害於心德也。然不可必以其爲仁、故謂之如、謂之其。曰如、曰□、□或也、言或者其出於仁耳。蓋以心言、非以事功言也。九合諸侯不以兵車之説、詳見春秋私考莊公十四年。

［訓読］

○子路曰く、桓公 公子糾を殺す。召忽は之に死し、管仲は死せずと。曰く、未だ仁ならざるか、と。子曰く、桓公 諸侯を九合するに、兵車を以てせざるは、管仲の力なり。其の仁に如かんや、其の仁に如かんや、と。

管仲は子糾の難に死せず、子路 其の未だ仁ならざるを疑ふ。蓋し君を忘れ讐に事ふるを以て心を忍ばしめて理を害すと為せばなり。孔子 之に告ぐるに及びて、曰く、桓公 諸侯を九合するに、兵車を以

てせざるは、管仲の力なり。其の仁に如かんや、其の仁に如かんや、と。朱子、其の利沢、人に及べば、仁の功有りと謂ふは、則ち事功の上より其の仁を許せばなり。聖人の仁に於ける、未だ嘗て軽しく以て人に許さず、顔子の徳、但だ三月 仁に違はずと曰ひ、仲弓の賢、猶ほ其の仁を知らずと曰ふ。皆な其の心の私欲、尽くは去る能はざれば、則ち全体の仁に間有りと為すを以てなり。事功は、安んぞ以て仁を語るに足らんや。且つ事功の仁と、子路の問ふ所の意の心を主とする者と相ひ応ぜず、註の説、旨を失するに似たり。蓋し管仲 子糾に死せざる時の心を原(たつ)ぬれば、以為へらく子糾は是れ桓公の弟、初め但だ之と同(とも)に奔る、君臣の分、未だ定まらざるなり。桓公の斉に入りて君と為るに及べば、則ち当に桓公を君とすべきのみ、乃ち子糾を輔けて以て国を争ふは、是れ事ふる所を私す、理の正に非ざるなりと。邪を棄て正に反り、以て事功を立つるは、豈に死より愈らずや。其の悔心の萌すに即きて、或いは一念の仁より出づるは、未だ知るべからざるなり。故(もと)より諸侯を九合するに、兵車を以てせざるを以て、管仲の力と為す。蓋し利沢、人に及ぶに即きては、以て其の事功を立てんと欲するの初志を見(しめ)す。而して召忽の死に於いては、則ち之を匹夫匹婦の自ら溝瀆に経(くび)るの諒に比す、是れ管仲の死せざるを以て心徳を害すること有りと為さざるなり。然れども必ずしも其れを以て仁と為すべからず、故に之を如と謂ひ、之を其と謂ふ。如と曰ひ、〔其〕と曰ふは、〔猶ほ〕或〔のごとく〕、或いは其の仁より出づと言ふのみ。蓋し心を以て言ひ、事功を以て言ふに非ざるなり。諸侯を九合するに兵車を以てせざるの説、詳しくは春秋私考荘公十四年に見ゆ。

［語釈］

○朱子謂其利澤及人、有仁之功　『論語集注』憲問・17章。

○顔子之德、但曰三月不違仁　『論語』雍也・7章に「回や其の心三月仁に違はず」とある。

○仲弓之賢、猶曰不知其仁　『論語』公冶長・5章に「或ひと曰く、雍や、仁にして佞ならず。子曰く、……其の仁を知らず、焉んぞ佞を用ひん」とある。

○春秋私考莊公十四年　季本『春秋私考』巻六。

［校異］

○曰□、□或也　『四書私存』（中央研究院中国文哲研究所）に従い「曰其、猶或也」とした。

【十八】

○子貢曰、管仲非仁者與。桓公殺公子糾、不能死、又相之。子曰、管仲相桓公、霸諸侯、一匡天下、民到于今受其賜。微管仲、吾其被髪左衽矣。豈若匹夫匹婦之爲諒也、自經於溝瀆而莫之知也。

此章就相上説事功。蓋管仲能相桓公、以成霸業、非不知大義者所能爲。故以召忽斷之、以明仲不死之無害於仁也。意亦與上章同。

［訓読］

○子貢曰く、管仲は仁者に非ざるか。桓公 公子糾を殺すに、死すること能はず、又た之に相たり、と。

子曰く、管仲 桓公に相たりて、諸侯に覇たらしめ、天下を一匡し、民 今に到るまで其の賜を受く。管仲微(な)かりせば、吾れ其れ被髪左衽せん、豈に匹夫匹婦の諒を為すや、自ら溝瀆に経(くび)れて、之を知るもの莫きがごとくならんや、と。

此の章、相の上に就いて事功を説く。蓋し管仲能く桓公に相たりて、以て霸業を成さしむ、大義を知る者の能く為す所ならざるに非ず。故に召忽を以て之を断じ、以て仲の死せざるの仁を害ふ無きを明らかにするなり。意、亦た上章と同じ。

【十九】

○公叔文子之臣大夫僎、與文子同升諸公。子聞之曰、可以爲文。

僎、文子之家臣也。因薦爲大夫、故曰大夫僎。文是謚。雙峰饒氏曰、今之所謂謚法未必果出周公、恐後人因經傳所有而附會之。如錫民爵位謂之文、直無意義。夫子所稱、蓋謂文子所爲如此、是亦無愧於文之謚矣。非指此爲文也。孔文子好學下問、是以謂之文、却是正説所以爲文之義。其意盡矣。

［訓読］

○公叔文子の臣、大夫の僎、文子と同じく諸(これ)を公に升す。子 之を聞きて曰く、以て文と為すべし、と。

僎は、文子の家臣なり。薦めて大夫と為るに因りて、故に大夫僎と曰ふ。文は是れ謚なり。双峰饒氏曰く、今の所謂謚法は、未だ必ずしも果たして周公より出でず、恐らくは後人 経伝の有る所に因りて

之を附会す。民に爵位を錫ふ、之を文と謂ふがごときは、直だ意義無し。夫子の称する所、蓋し文子の為す所此くのごとくなるも、是れも亦た文の諡に愧づること無しと謂ふ。此を指して文と為すに非ざるなり。孔文子、学を好み下問す、是を以て之を文と謂ふ、却て是れ正に文たる所以の義を説くと。其の意尽くせり。

［語釈］

○雙峰饒氏曰～却是正説所以爲文之義　『論語集注大全』憲問篇・19章に同文が見える。

○文子所爲如此　『論語』公冶長・14章に「子貢問ひて曰く、孔文子は何を以て之を文と謂ふや、と。子曰く、敏にして学を好み、下問を恥ぢず。是を以て之を文と謂ふなり」とある。『論語集注』では、「蘇氏曰く、孔文子 太叔疾をして其の妻を出ださしめて之に妻はす。疾 初めの妻の娣に通ず。文子怒り、将に之を攻めんとして、仲尼を訪ぬ。仲尼対へず、駕を命じて行く。疾宋に奔る。文子 疾の弟の遺をして孔姞を室とせしむ。其の人と為り此くのごとくして、諡を文と曰ふ。此れ子貢の疑ひて問ふ所以なり」と孔文子の行いを引用する。

［校異］

○而附會之　底本は「而傳會之」に作る。『四書私存』（中央研究院中国文哲研究所）に従って改めた。

【二十】

○子言衞靈公之無道也。康子曰、夫如是、奚而不喪。孔子曰、仲叔圉治賓客、祝鮀治宗廟、王孫賈治軍旅。夫如是、奚其喪。

舉三人而不及蘧伯玉、必伯玉時已不存矣。圉鮀賈者、孟子所謂事君人者、蓋亦能忠於所事耳。

［訓読］

○子、衛の霊公の無道なるを言ふなり。康子曰く、夫れ是くのごとくなれば、奚ぞ喪びざる、と。孔子曰く、仲叔圉は賓客を治め、祝鮀は宗廟を治め、王孫賈は軍旅を治む。夫れ是くのごとくなれば、奚ぞ其れ喪びん、と。

三人を挙げて蘧伯玉に及ばず、必ず伯玉、時に已に存せず。圉、鮀、賈なる者は、孟子の所謂君に事ふるの人なる者、蓋し亦た能く事ふる所に忠なるのみ。

［語釈］

○孟子所謂事君人者　『孟子』尽心上に、「孟子曰く、君に事ふるの人なる者有り。是の君に事ふるときは、則ち容悦を為す者なり。社稷を安んずる臣なる者有り。社稷を安んずるを以て悦ばしむることを為す者なり。天民なる者有り、達して天下に行はるべくして後に之を行ふ者なり。大人なる者有り。己を正しくして物正しき者なり」とある。

【二十一】

○子曰、其言之不怍、則爲之也難。

不恥其言者、不知爲之難者也。知爲之難、則必能訒其言矣。

［訓読］

○子曰く、其の言に之れ怍(は)ぢざれば、則ち之を為すや難し、と。

其の言に恥ぢざる者は、之を為すことの難きを知らざる者なり。之を為すことの難きを知れば、則ち必ず能く其の言を訒(じん)にす。

［語釈］

○訒其言　『論語』顔淵・3章に「司馬牛、仁を問ふ。子曰く、仁者は其の言や訒。曰く、其の言や訒、斯れ之を仁と謂ふべきか。子曰く、之を為すこと難し。之を言ふに訒なること無きを得んや」とある。

【二十二】

○陳成子弑簡公。孔子沐浴而朝、告於哀公曰、陳恆弑其君。請討之。公曰、告夫三子。孔子曰、以吾從大夫之後、不敢不告也。君曰、告夫三子者。之三子告、不可。孔子曰、以吾從大夫之後、不敢不告也。

孔子欲討陳恆、雖欲伸天下之大義、然必度德量力而後動。魯衆齊半之說、豈可盡非哉。程子上告天子、

下告方伯之言、近於迂、故胡氏以爲先發後聞可也。

［訓読］

○陳成子 簡公を弑せり。孔子 沐浴して朝し、哀公に告げて曰く、陳恒 其の君を弑せり。請ふ、之を討たん、と。公曰く、夫の三子に告げよ、と。孔子曰く、吾の大夫の後に従ふを以て、敢へて告げずんばあらざるなり、と。君曰く、夫の三子者に告げよ、と。三子に之きて告ぐ。可かず。孔子曰く、吾、大夫の後に従ふを以て、敢へて告げずんばあらざるなり、と。

孔子、陳恒を討たんと欲す、天下の大義を伸ばさんと欲すと雖ども、然れども必ず徳を度り力を量りて後に動く。魯衆斉半の説、豈に尽く非とすべけんや。程子の上は天子に告げ、下は方伯に告ぐるの言、迂に近し。故に胡氏以て先づ発し後に聞して可なりと為す。

［語釈］

○魯衆斉半之説　皇侃『論語義疏』憲問篇に、「魯の哀公十四年甲午、斉の陳恒 其の君壬を舒州に殺すと云ふ。孔子沐浴して朝し、哀公に告ぐる者は、魯斉同盟し、災を分かち患ひを救はんとす、故に斉乱るれば則ち魯宜しく之を討つべし。礼に、臣下凡そ君に諮謀を告げんと欲すれば、必ず先づ沐浴す。孔子は是れ臣なり。故に先づ沐浴して哀公に告げ、而して斉を伐たんことを請ふと云ふ。曰く、陳恒 其の君を殺すと。之を討たんことを請ふ者、此れ哀公に告ぐるの事なり。哀公は、魯は斉より弱きこと久しと言ふ。子の之を伐つや、将に之を若何せんとす。対へて曰く、

陳恒、其の君を殺すも、民の与せざる者半ばなり。魯の衆を以て斉の半に加ふれば、克つべし。是れ孔子対へて曰ふなりと云ふ」とある。

○程子上告天子、下告方伯之言　『論語集注』憲問篇・22章に、「程子曰く、左氏、孔子の言を記して曰く、陳恒　其の君を弑す。民の予(くみ)せざる者半ばなり。魯の衆を以て斉の半に加ふれば、克つべきなりと。此れ孔子の言に非ず。誠に此の言のごときは、是れ力を以てして義を以てせざるなり。孔子の志のごときは、必ず将に其の罪を正名し、上は天子に告げ、下は方伯に告げ、而して与国を率ゐて以て之を討たんとす。斉に勝つ所以の者に至りては、孔子の余事なり。豈に魯人の衆寡を計らんや。是の時に当たり、天下の乱極まれり。是れに因りて以て之を正すに足れば、周室其れ復た興らんや。魯の君臣、終に之に従はず。惜しむに勝(た)ふべけんや、と」とある。

○胡氏以謂先發後聞可也　『論語集注』憲問篇・22章に、「胡氏曰く、春秋の法、君を弑するの賊、人得て之を討つ。仲尼の此の挙、先づ発し後に聞して可なり、と」とある。

【二十三】

○子路問事君。子曰、勿欺也、而犯之。

子路雖本忠誠、然學術不精、強所不知、而陷於欺處亦或有之。如使門人爲臣、而孔子以爲欺天是也。蓋犯非子路所難、而勿欺爲難、故孔子以此告之。范氏之言得其旨矣。

［訓読］

○子路、君に事ふるを問ふ。子曰く、欺く勿かれ、而して之を犯せ、と。

子路　忠誠を本とすと雖ども、然れども学術は精ならず、知らざる所を強いて、欺く処に陥るも亦た或いは之れ有り。門人をして臣と為さしむるがごときは、而ち孔子、以て天を欺くと為す、是れなり。蓋し犯すは子路の難しとする所に非ず、而して欺く勿きを難しと為す、故に孔子、此を以て之に告ぐ。

范氏の言、其の旨を得たり。

［語釈］

○使門人爲臣、而孔子以爲欺天　『論語』子罕・12章に「子の疾、病なり。子路、門人をして臣たらしむ。病、間なるに曰く、久しかな、由の詐りを行ふや。臣なくして臣ありと為す。吾誰をか欺かん。天を欺かんか」とある。

○范氏之言　『論語集注』憲問篇・23章に、「范氏曰く、犯は、子路の難しとする所に非ざるなり。而して欺かざるを以て難しと為す。故に夫子教ふるに欺くこと勿きを先として犯すを後にするを以てするなり、と」とある。

【二十四】

○子曰、君子上達、小人下達。

上字從天理發根、下字從人欲發根。君子小人□□所知、知之所通謂之達。

［訓読］

○子曰く、君子は上達す、小人は下達す、と。

上の字、天理より根を発し、下の字、人欲より根を発す。君子小人、〔各（おのおの）〕知る所〔有り〕、之を知りて通ずる所、之を達と謂ふ。

［校異］

○君子小人□□所知　『四書私存』（中央研究院中国文哲研究所）に従い「君子小人各有所知」とした。

【二十五】

○子曰、古之學者爲己、今之學者爲人。

孔子此言是以爲己爲盡己分、爲人爲求人知也。盡己分者、循天理之實也。求人知者、濟人欲之私也。只此二言、學之誠偽判矣。呂氏則謂爲己者、心存乎德行、而無意乎功名。爲人者、心存乎功名、而未及乎德行。若後世有未及乎爲人、而濟其私欲者。則又以爲人分功名私欲二等。殊不知離於天理、即是私欲、志功名者、已屬爲利、雖未至縱欲敗度、以道德律之、亦五十步百步之間而已。朱子謂志於功名爲及物之事、其心猶愛而公、與求濟其私者不同。不可以志功名者爲爲人、則在公私之別耳。其心果公、雖失本末

先後之序、庶亦可以附於爲己矣。若少有夾帶、安得謂其優於求濟私欲者哉。至程子論古今學者、亦仍孔子爲己爲人之説。然謂古之仕者爲人、今之仕者爲己。是以爲人爲利人、爲己爲利己也。人己又各分二義。君子之仕也、行其義也、仕而利人、於義已合、是亦爲己之學也。若利己、正濟私欲者也。其學尚得不謂之爲人哉。仕與學皆以脩身、非有二道也。聖人之言學、已該體用之全、而又反其説以言仕、文義不同。徒使人難曉耳。

［訓読］

○子曰く、古の学者は己の為(ため)にし、今の学者は人の為にす、と。

孔子、此の言は是れ己の為にするを以て己の分を尽くすと為し、人の為にするを人の知るを求むと為すなり。己の分を尽くすとは、天理の実に循ふなり。人の知るを求むとは、人欲の私を済(な)すなり。只だ此の二言、学の誠偽の判るるなり。呂氏は則ち謂へらく、己の為にすとは、心、徳行に存して、功名に意無し。人の為にすとは、心、功名に存して、未だ徳行に及ばず。後世、未だ人の為にするに及ばずして、其の私欲を済す者有るがごとしと。則ち又た人の為にするを以て功名、私欲の二等に分かつ。殊に知らず、天理を離るるは、即ち是れ私欲、功名に志す者は、已に利の為にするに属し、未だ欲を縦(ほしいまま)にして度を敗るに至らずと雖ども、道徳を以て之を律するも、亦た五十歩百歩の間のみ。朱子、功名に志すを物に及ぼすの事と為す、其の心、猶ほ愛にして公なりと謂ふことと、其の私を済さんと求むる者と同じからず。功名に志す者を以て人の為にすと為すべからざるは、則ち公私の別に在るのみ。其の心、果

たして公なれば、本末先後の序を失ふと雖ども、亦た以て己の為にするに附すべきに庶(ちか)し。若(も)し少しく夾帯有れば、安くんぞ其の私欲を済さんと求むる者より優なりと謂ふを得んや。程子、古今の学ぶ者を論ずるに至りては、亦た孔子の己の為にす、人の為にするの説に仍る。然れども古の仕ふる者は人の為にし、今の仕ふる者は己の為にすと謂ふ。是を以て人の為にするを人を利すると為し、己の為にするを己を利すると為すなり。人と己れは又た各二義に分かる。君子の仕ふるや、其の義を行ふなり、仕へて人を利するは、義に於いて已に合す、是れ亦た己の為にするの学なり。若し己を利すれば、正に私欲を済す者なり。其の学、尚ほ之を人の為にすと謂はざるを得んや。仕と学とは皆な修身を以てし、二道有るに非ざるなり。聖人の学と言ふは、已に体用の全きを該ぬ、而して又た其の説に反して以て仕と言ふは、文義同じからず。徒だ人をして曉り難からしむるのみ。

［語釈］

○呂氏則謂爲己者～而濟其私欲者　『中庸或問大全』巻上「曰呂氏爲己爲人之説如何」注。

○朱子謂志於功名爲及物之事、其心猶愛而公、與求濟其私者　『中庸或問』に「曰く、呂氏の己に為にし人の為にするの節、如何、と。曰く、人の為にすとは、程子以為らく、人に知られんと欲する者、是れなり。呂氏は功名に志すを以て之を言ふ。……其の心を設くることを原ぬるに、猶ほ愛にして公なるがごとし。視彼の人の知るを求めて以て一己の私を済さんと欲して後に学ぶ者に視(くらべ)ぶれば、同日に語るべからず」とある。

【二十六】

○蘧伯玉使人於孔子。孔子與之坐而問焉。曰、夫子何爲。對曰、夫子欲寡其過而未能也。使者出。子曰、使乎、使乎。

據此、則伯玉亦聖賢之學也。孔子所以惓惓於衞、亦以有伯玉爲主耳。

［訓読］

○蘧伯玉、人を孔子に使はす。孔子、之に坐を与へて問ふ。曰く、夫子、何をか為す、と。対へて曰く、夫子、其の過ちを寡くせんと欲すれども、未だ能くせず、と。使者出づ。子曰く、使ひなるかな、使ひなるかな、と。

此に拠れば、則ち伯玉も亦た聖賢の学なり。孔子、衞に惓惓たる所以は、亦た伯玉有るを以て主と為すのみ。

【二十七】

○子曰、不在其位、不謀其政。

説見泰伯篇。

［訓読］

○子曰く、其の位に在らざれば、其の政を謀らず、と。

説は泰伯篇に見ゆ。

［語釈］

○説見泰伯篇　『論語私存』巻八・14章（本訳注（八））参照。

【二十八】

○曾子曰、君子思不出其位。

此見曾子能近思而爲爲己之學也。

［訓読］

○曾子曰く、君子は思ふこと其の位を出でず、と。

此れ曾子の能く近く思ひて己の為にするの学を為すを見(しめ)すなり。

【二十九】

○子曰、君子恥其言而過其行。

中庸之道、無過不及、行亦非可過者。蓋謂君子恥其言之過於行耳。邢氏曰、言過其行、謂有言而行不副、君子所恥也。其説是已。

［訓読］

○子曰く、君子は其の言にして其の行ひに過ぐるを恥づ、と。

中庸の道、過不及無し、行も亦た過ぐべき者に非ざるなり。蓋し君子、其の言の行ひに過ぐるを恥づと謂ふのみ。邢氏曰く、言 其の行ひに過ぐとは、言有りて行の副はざるは、君子の恥づる所なるを謂ふなり。其の説、是なり。

［語釈］

○邢氏曰～君子所恥也　『論語注疏』巻一四・（邢昺）疏。

【三十】

○子曰、君子道者三。我無能焉。仁者不憂、知者不惑、勇者不懼。子貢曰、夫子自道也。

説見子罕篇。此以君子之成德言。尹氏謂成德以仁爲先、進學以知爲先、是也。自道、謂夫子自謙、非人之所稱也。

［訓読］

○子曰く、君子の道なる者三。我、能くすること無し。仁者は憂へず、知者は惑はず、勇者は懼れず、と。子貢曰く、夫子自ら道ふなり、と。

説は子罕篇に見ゆ。此れ君子の徳を成すを以て言ふ。尹氏、徳を成すは仁を以て先と為し、学に進む

は知を以て先と為すと謂ふは、是(ぜ)なり。自ら道ふは、夫子自ら謙するを謂ふ、人の称する所に非ざるなり。

［語釈］

○説見子罕篇　『論語私存』巻九。本訳注（九）参照。

○尹氏謂成徳以仁爲先、進學以知爲先　『論語集注』巻一四。

【三十一】

○子貢方人。子曰、賜也賢乎哉。夫我則不暇。

以上文君子道者三、我無能焉觀之、則聖人之心常若不足、學如不及、而猶恐失之、眞真無暇於他及也。

［訓読］

○子貢、人を方(くらぶ)ぶ。子曰く、賜や賢なるかな。夫れ我は則ち暇あらず、と。

上文の君子の道なる者三、我 能くすること無きを以て之を観れば、則ち聖人の心は常に足らざるがごとく、学も及ばざるがごとし、而して猶ほ之を失するを恐る、真に他に及ぶに暇無きなり。

【三十二】

○子曰、不患人之不己知、患其不能也。

能則人必知之、求其在我者而已。

［訓読］

○子曰く、人の己を知らざることを患へず、其の能くせざるを患ふるなり、と。

能くすれば則ち人必ず之を知る、其の我に在る者を求むるのみ。

【三十三】

○子曰、不逆詐、不億不信、抑亦先覺者、是賢乎。

不逆詐、不億不信、坦懐待物也。然明不足以察理、亦有爲人所罔者。必於人之詐與不信能先覺焉、乃可爲賢。此欲人明德以燭奸、不徒不疑人之爲尚。

［訓読］

○子曰く、詐りを逆へず、不信を億(おもんぱか)らず、抑(そもそも)亦た先づ覚る者は、是れ賢か、と。

詐りを逆へず、不信を億らずとは、坦懐に物に待するなり。然れども明 以て理を察するに足らざれば、亦た人の罔(し)ふる所と為る者有り。必ず人の詐りと不信とに於いて能く先づ覚るは、乃ち賢と為すべし。此れ人の徳を明らかにして以て奸を燭(てら)すを欲す、徒だに人を疑はざるを之れ尚しと為すのみならず。

【三十四】

○微生畝謂孔子曰、丘何爲是栖栖者與。無乃爲佞乎。孔子曰、非敢爲佞也、疾固也。

當時有口才者、人皆以爲能。微生畝蓋以隱爲高、往而不反者。故謂孔子將以佞求用於世、而依依不去也。殊不知時中之道、豈可固執而不通哉。佞者屢憎於人、集註謂其務爲口給以悅人、恐不如此。

［訓読］

○微生畝　孔子に謂ひて曰く、丘、何ぞ是れ栖栖たる者を為すか。乃ち佞を為すこと無からんや、と。孔子曰く、敢へて佞を為すに非ざるなり、固なるを疾(にく)めばなり、と。

当時、口才有る者は、人皆な以て能と為す。微生畝、蓋し隱を以て高しと為し、往きて反らざる者なり。故に孔子を将に佞を以て世に用ひられんことを求めんとし、而して依依として去らずと謂ふなり。殊に知らず、時中の道、豈に固執して通ぜざるべけんや。佞者屢人(しばしば)に憎まる、集註、其の務めて口給を為し以て人を悅ばすと謂ふは、恐らく此くのごとくならず。

［語釈］

○集註謂其務爲口給以悅人　『論語集注』憲問・34章。

【三十五】

○子曰、驥不稱其力、稱其德也。

馬有調良之德、即謂之驥、非別有一驥也。胡氏曰、調者、習熟而易控制也。良者、順服而不蹄齧也。

［訓読］

○子曰く、驥は其の力を称せず、其の徳を称するなり、と。

馬に調良の徳有れば、即ち之を驥と謂ふ、別に一驥有るに非ざるなり。胡氏曰く、調とは、習熟して控制し易きなり。良とは、順服して蹄齧せざるなり。

［語釈］

○胡氏曰、調者、習熟而易控制也、良者、順服而不蹄齧也　『論語集注大全』巻一四に同文が見える。ただし、「易控制」を「易控御」に作る。

【三十六】

○或曰、以徳報怨、何如。子曰、何以報徳。以直報怨、以徳報徳。

此見聖人處物之精。非概施無別也。

［訓読］

○或ひと曰く、徳を以て怨に報いるは何如、と。子曰く、何を以てか徳に報いん。直を以て怨に報い、徳を以て徳に報いん、と。

此れ聖人の物に処するの精を見(しめ)す。概施して別無きに非ざるなり。

【三十七】

○子曰、莫我知也夫。子貢曰、何爲其莫知子也。子曰、不怨天、不尤人。下學而上達。知我者其天乎。

聖人無心於人之不己知者也。特欲起子貢之問、以明不求人知之意、故發此嘆。子貢果以爲聖人之德、人宜有知。而不知其故、請問焉。而孔子所言皆爲己之學、非暴於外而足以致人知者。不怨天、不尤人、則不自明其所行之無失。而但下學人事、以上達天理。人事中所存即是天理。以學爲禮之卑、故曰下學。以達爲知之崇、故曰上達。下學之外、別無上達也。下學不求人知、而所達者天理、則與天合一。故曰知我者天。然則與天同德、然後能知聖人。若常人則天理已晦、所知者惟在形迹之間、而聖人獨知之天、彼何由能知哉。

［訓読］

○子曰く、我を知ること莫きかな、と。子貢曰く、何為れぞ其れ子を知ること莫きや、と。子曰く、天を怨みず、人を尤めず。下学して上達す。我を知る者は其れ天か、と。

聖人は人の己を知らざることに心無き者なり。特に子貢の問ひを起こして、以て人の知るを求めざるの意を明らかにせんと欲す、故に此の嘆を発するなり。子貢、果たして以為へらく聖人の徳は、人宜しく知る有るべしと。而れども其の故を知らず、請問す。而して孔子の言ふ所は皆な己の為にするの学にして、外に暴はして以て人の知るを致すに足る者に非ず。天を怨みず、人を尤めざれば、則ち自ら其の行ふ所の失無きを明らかにせず。而して但だ人事を下学して、以て天理に上達す。人事の中、存する所

は即ち是れ天理なり。学を以て礼の卑きと為す、故に下学と曰ふ。達を以て知の崇きと為す、故に上達と曰ふ。下学の外、別に上達無し。下学して人の知るを求めず、而して達する所の者は天理なれば、則ち天と合一す。故に我を知る者は天なりと曰ふ。然らば則ち天と徳を同じうし、然る後に能く聖人を知る。常人のごときは則ち天理已に晦く、知る所の者は惟だ形迹の間に在るのみ、而して聖人独り之が天を知るも、彼何ぞ由りて能く知らんや。

【三十八】

○公伯寮愬子路於季孫。子服景伯以告曰、夫子固有惑志於公伯寮、吾力猶能肆諸市朝。子曰、道之將行也與、命也。道之將廢也與、命也。公伯寮其如命何。

道之將行將廢、爲子路言也。○聖人於事之由人處、未嘗不決於命。命字義、詳見説理會編卷一。

［訓読］

○公伯寮、子路を季孫に愬ふ。子服景伯、以て告げて曰く、夫子固に公伯寮に惑へる志有り。吾、力猶ほ能く諸を市朝に肆せん、と。子曰く、道の将に行はれんとするや、命なり。道の将に廃れんとするや、命なり。公伯寮、其れ命を如何せん、と。

道の将に行なはれんとし、将に廃れんとすとは、子路の為に言ふなり。○聖人、事の人に由る処に於いて、未だ嘗て命を決せず。命の字義、詳しくは説理会編巻一に見ゆ。

［語釈］

○命字義、詳見説理會編卷一　『説理会編』巻一には「天命」の項目を立て十条を収める。一例として、「天命」の第八条には、「凡そ命と言ふ者は、皆な天命なり。然れども気よりして言ふ者有り。蓋し天は物を生ずるを主とし、気化往来は其の遇ふ所に随ふ。或いは窮まり或いは通じ、或いは寿、或いは殀、私を容るる所無し。但だ人をして寓に随ひ受に順はしむるのみ。故に曰く、命に非ざるは莫し。人能く天の命ずる所に聴ひ、吉凶禍福を論ぜず、各其の道を尽くすと。……故に舜禹啓の天下を有つは、蓋し堯舜の子の天下を有たざるとは、皆な天なり。故に凡そ命と言ふ者は、皆な天 分付し、人 道を尽くすことよりして言ふ」とある。

【三十九】

○子曰、賢者辟世、其次辟地、其次辟色、其次辟言。

賢者辟世、是天下無道則隠、別無可仕之國矣。其次辟地、是危邦不入、亂邦不居、非可容身之國矣。其次辟色、則禮貌已衰、無悅賢之意。與其君不相親狎、無行道之幾矣。其次辟言、則其君本有欲行其言之言而不行、是言相違也。所重在言、則雖禮貌未衰、而亦當去矣。此與孟子告子下篇古之君子所就三、所去三義同。

［訓読］

○子曰く、賢者は世を辟(さ)け、其の次は地を辟け、其の次は色を辟け、其の次は言を辟く、と。

賢者の世を辟くるは、是れ天下に道無ければ則ち隠る、別に仕ふべきの国無し。其の次、地を辟くるは、是れ危邦には入らず、乱邦には居らず、身を容るるべきの国に非ざればなり。其の次、色を辟くるは、則ち礼貌已に衰へ、賢を悦ぶの意無し。其の君と相ひ親狎せず、道を行ふの幾無ければなり。其の次、言を辟くるは、則ち其の君、本と其の言を行はんと欲するの言有りて行はず、是れ言相ひ違へばなり。重んずる所は言に在れば、則ち礼貌未だ衰へずと雖ども、而れども亦た当に去るべし。此れ孟子告子下篇の古の君子は就く所三、去る所三の義と同じ。

［語釈］

○天下無道則隠　『論語』泰伯・13章に「子曰く、篤く信じて学を好み、死を守りて道を善くす。危邦には入らず。乱邦には居らず。天下道有れば則ち見はれ、道無ければ則ち隠る」とある。

○危邦不入、亂邦不居　前注「天下無道則隠」参照。

○孟子告子下篇古之君子所就三、所去三　『孟子』告子下に、「陳子曰く、古の君子、何如なれば則ち仕ふる。孟子曰く、就く所三、去る所三。之を迎ふるに敬を致して以て礼有り。言ひて将に其の言を行はんとすれば、則ち之に就く。礼貌未だ衰へざるも、言行はれざれば則ち之を去る。其の次は未だ其の言を行はずと雖ども、之を迎ふるに敬を致し、以て礼有れば則ち之に就く。礼貌衰ふれば則ち之を去る」とある。

【四十】

○子曰、作者七人矣。

作者七人、蓋孔子嘆同時人也。觀其列於賢者辟世之後、晨門荷蕢之前、則知其爲起而隱去者矣。或以伏羲等七聖言作、及以儀封人等七人實之、皆鑿也。

［訓読］

○子曰く、作つ者は七人、と。

作つ者は七人、蓋し孔子、同時の人を嘆くならん。其の賢者 世を辟くるの後、晨門 蕢を荷ふの前に列せらるるを観れば、則ち其の起つを為して隠去するを知る者なり。或いは伏羲等の七聖を以て作つと言ふ、儀封人等七人を以て之を実たすに及ぶは、皆な鑿なり。

［語釈］

○列於賢者辟世之後、晨門荷蕢之前　『論語』憲問・39章、41章、42章参照。

○伏羲等七聖　伏羲・神農・黄帝・堯・舜・禹・湯。

○儀封人等七人　儀封・長沮・桀溺・丈人・晨門・荷蕢・狂接輿。

【四十一】

○子路宿於石門。晨門曰、奚自。子路曰、自孔氏。曰、是知其不可而爲之者與。

南軒張氏曰、聖人非不知道之不行、而皇皇於斯世者、天地生物之心也。晨門賢而隱於抱關、知世之不可爲而遂已、而未知道之不可以已。然玩其辭意綏而不迫、所養有過荷蕢之果者歟。其説得之。

［訓読］

○子路、石門に宿す。晨門曰く、奚(いづ)れよりす、と。子路曰く、孔氏よりす、と。曰く、是れ其の不可を知りて之を為す者か、と。

南軒張氏曰く、聖人、道の行はれざるを知らざるに非ず、而して斯の世に皇皇たる者は、天地、物を生ずるの心なり。晨門は賢にして抱関に隠れ、世の為すべからざるを知りて遂に已むれども、未だ道の以て已むべからざるを知らず。然れども其の辞意、綏にして迫らざるを玩び、養ふ所に蕢を荷ふものの果を過ぐる者有らんや、と。其の説 之を得たり。

［語釈］

○南軒張氏曰～所養有過荷蕢之果者歟　『論語集註大全』憲問篇・41章に同文が見える。

【四十二】

○子擊磬於衞。有荷蕢而過孔氏之門者。曰、有心哉、擊磬乎。既而曰、鄙哉、硜硜乎。莫己知也、斯已而已矣。深則厲、淺則揭。子曰、果哉、末之難矣。

蕢、草器、若今草把然。聖人當亂世、而所至之地、猶以禮樂教學者、志在興道也。故荷蕢知擊磬之有心、非以磬聲之節奏而知之也。

［訓読］

○子、磬を衛に擊つ。蕢を荷ひて孔氏の門を過ぐる者有り。曰く、心有るかな、磬を擊つや、と。既にして曰く、鄙なるかな、硜硜乎たり。己を知ること莫ければ、斯れ已むのみ。深ければ則ち厲し、浅ければ則ち揭す、と。子曰く、果なるかな、之を難しとする末(な)し、と。

蕢は、草の器、今の草把のごとく然り。聖人、乱世に当たりて、至る所の地に、猶ほ礼楽を以て学者に教ふ、志は道を興すに在るなり。故に蕢を荷ふものは擊磬の心有るを知る、磬声の節奏を以てして之を知るに非ざるなり。

【四十三】

○子張曰、書云、高宗諒陰、三年不言。何謂也。子曰、何必高宗。古之人皆然。君薨、百官總己以聽於冢宰三年。

云古之人皆然、則周之盛王亦必如此。故孟子滕文公上篇、亦引孔子此語、以勸文公行喪禮、則爲通禮可知矣。雙峰饒氏曰、使嗣君剛明而冢宰有莽操之奸、則必能易而置之。如其不能、雖不總己以聽、亦何益哉。且天下之事、有常有變、聖人只論其常耳。此説能發胡氏未盡之意。

［訓読］

○子張曰く、書に云ふ、高宗、諒陰、三年言はずと。何の謂ぞや、と。子曰く、何ぞ必ずしも高宗のみならん。古の人皆な然り。君薨ずれば、百官、己を総べて以て冢宰に聴くこと三年、と。

古の人皆な然りと云ふは、則ち周の盛王も亦た必ず此くのごとし。故に孟子滕文公上篇に、亦た孔子の此の語を引きて、以て文公に勧めて喪礼を行はしむるは、則ち通礼たること、知るべし。双峰饒氏曰く、嗣君をして剛明ならしむれば、冢宰に莽操の奸有るも、則ち必ず能く易へて之を置かん。如し其れ能くせざれば、己を総べて以て聴かずと雖ども、亦た何の益かあらんや。且つ天下の事、常有り変有り、聖人は只だ其の常を論ずるのみと。此の説、能く胡氏の未だ尽くさざるの意を発す。

［語釈］

○孟子滕文公上篇、亦引孔子此語　『孟子』滕文公上に、「滕の定公薨ず。……定めて三年の喪を為す。父兄百官皆な欲せずして曰く、吾が宗国魯の先君も之を行ふ莫し。吾が先君も亦た之を行ふ莫きなり。子の身に至りて之に反するは不可なり。且つ志に曰く、喪祭は先祖に従ふと。曰く、吾、之を受くる所有りと。然友に謂ひて曰く、吾れ他日未だ嘗て学問せず、好んで馬を馳せ剣を試む。今や父兄百官、我を足れりとせざるなり。其の大事を尽くす能はざるを恐る。子、我が為に孟子に問へと。然友復た鄒に之き孟子に問ふ。孟子曰く、然り、以て他に求むべからざる者なり。孔子曰く、君薨ずれば、冢宰に聴き、粥を飦（すす）り、面深墨、位に即きて哭す。百官有司敢へて

哀しまざる莫しと。之に先んずるなり。上、好む者有れば、下必ず焉より甚だしき者有り。君子の徳は風なり。小人の徳は草なり。草之に風を上ふれば必ず偃す。是れ世子に在りと。然友反命す」とある。

○雙峰饒氏曰～聖人只論其常耳　『論語集註大全』憲問篇・43章に同文が見える。

○莽操　王莽・曹操。

○胡氏未盡之意　『論語集注』憲問篇・43章に、「胡氏曰く、位に貴賤有れども、父母より生まるるは、以て異なる者無し。故に三年の喪は、天子より庶人に達す。子張、此を疑ふに非ざるなり。殆んど以為らく人君三年言はざれば、則ち臣下、令を禀くる所無く、禍乱或いは由りて以て起こらん。孔子告ぐるに冢宰に聴くを以てせば、則ち禍乱、憂ふる所に非ず、と」とある。

【四十四】

○子曰、上好禮、則民易使也。

厚齋馮氏曰、聖人言使民、曰上好禮、曰小人學道。使之知上下之分而樂於從命、不以勢力強之也。此説得易字之義。

［訓読］

○子曰く、上、礼を好めば、則ち民使ひ易し、と。

厚斎馮氏曰く、聖人は民を使ふを言ひて、上、礼を好むと曰ひ、小人、道を学ぶと曰ふ。之をして上下の分を知りて命に従ふを楽しましめ、勢力を以て之を強いざるなり。此の説、易の字の義を得たり。

［語釈］

○厚齋馮氏曰～不以勢力強之也　『論語集註大全』憲問・44章に同文が見える。

○小人學道　『論語』陽貨・4章「小人、道を学べば則ち使ひ易し」とある。

【四十五】

○子路問君子。子曰、脩己以敬。曰、如斯而已乎。曰、脩己以安人。曰、如斯而已乎。曰、脩己以安百姓。脩己以安百姓、堯舜其猶病諸。

安人、安百姓、皆以敬安之。以安人、安百姓、脩己、不過脩己以敬之一言。特敬之所用漸廣耳。敬外豈有他道哉。

［訓読］

○子路、君子を問ふ。子曰く、己を脩めて以て敬す、と。曰く、斯くのごときのみか、と。曰く、己を脩めて以て人を安んず、と。曰く、斯くのごときのみか、と。曰く、己を脩めて以て百姓を安んず。己を脩めて以て百姓を安んずるは、堯舜も其れ猶ほ諸を病めり、と。

人を安んじ、百姓を安んずるは、皆な敬を以て之を安んず。以て人を安んじ、百姓を安んじ、己を脩

むるは、己を脩めて以て敬するの一言に過ぎず。特に敬の用ふる所、漸く広くなるのみ。敬の外、豈に他道有らんや。

【四十六】

○原壤夷俟。子曰、幼而不孫弟、長而無述焉、老而不死、是爲賊。以杖叩其脛。

邢氏曰、夷、踞也。俟、待也。申兩脚箕踞以待孔子也。以杖擊其脛、令不踞也。又曰、踞、蹲也、蹲即坐也。○原壤蓋爲老氏之學、而遺棄事物、放蕩於禮法之外者。雖以善攝生之故老而不死、然幼不弟、長無述。非聖人禮法之教、則害道也、故謂之賊。

［訓読］

○原壤、夷して俟つ。子曰く、幼にして孫弟ならず、長じて述べらるる無く、老いて死せず、是れを賊と為す、と。杖を以て其の脛を叩く。

邢氏曰く、夷は、踞なり。俟は、待なり、と。両脚を申ばして箕踞して以て孔子を待つなり。杖を以て其の脛を撃つは、踞せざらしむるなり。又た曰く、踞は、蹲なり、蹲は即ち坐なり。○原壤は、蓋し老氏の学を為す、而して事物を遺棄し、礼法の外に放蕩せる者なり。善く生を摂するを以て、故に老いて死せずと雖ども、然れども幼にして弟ならず、長じて述べらるる無し。聖人の礼法の教へに非ざれば、則ち道を害するなり、故に之を賊と謂ふ。

［語釈］

○邢氏曰、夷、踞也。俟、待也　『論語注疏』憲問・46章。

【四十七】

○闕黨童子將命。或問之曰、益者與。子曰、吾見其居於位也、見其與先生並行也。非求益者也、欲速成者也。

童子惟謙退、不敢先人。然後能受善而有進益。若居位而並行、則其心急欲廁於成人之列。故曰欲速成者也。因上章幼不孫弟而併記之、以見聖人禮法之教如此。

［訓読］

○闕党の童子、命を将ふ。或ひと之を問ひて曰く、益する者か、と。子曰く、吾れ其の位に居るを見る。其の先生と並び行くを見るなり。益を求むる者に非ず、速かに成らんことを欲する者なり、と。

童子は惟だ謙退し、敢へて人に先んぜず。然る後に能く善を受けて進益有り。若し位に居りて並行すれば、則ち其の心急かに成人の列を廁まんと欲す。故に曰く、速やかに成らんことを欲する者なりと。上章の幼にして孫弟ならざるに因りて之を併記するは、以て聖人礼法の教へ此くのごとくなるを見す。

論語私存卷十四終